

資料

第2回

下水道使用料改定(案)説明資料

佐賀県有田町

次第

1. 開会

2. 議題

P1～P3 前回の振りかえり

P4 使用水量別件数

P5 町からの提案

P6～P9 改定案による料金シュミレーション

P10 県内順位

P11 まとめ

第1回下水道審議会の振り返り

- 下水3事業（公共下水道・公共浄化槽・農業集落排水）ともに、一般会計からの基準外の繰入金がないと経営が成り立っていない。
- 今後 少子高齢化が進むと町全体の財政も苦しくなるためできるだけ一般会計に負担をかけないようにしたい。
- 浄化槽、農業集落排水を個人管理の浄化槽にするとの根本的な解決に向けた提案もあったが、一方で浄化槽などの設置目的である水質の改善や衛生的な生活環境を町民の皆様に提供する目的としては接続率を向上させる必要がある。
個人管理では、物価高の近年、接続投資へ意識が向かない面もあり、なかなか難しいと考える。

では、基準外繰入金をもらわない場合の下水3事業の必要な料金の額と増額幅は？

(例) 20m³/月使用者

○公共下水道 1億4千万円(基準外繰入を0に近づける必要額) 約230%に

現状 3,200円(税抜)

改定後 7,360円(税抜)

○公共浄化槽 1億6千万円(基準外繰入を0に近づける必要額) 約290%に

現状 3,200円(税抜)

改定後 9,280円(税抜)

○農業集落排水 4千8百万円(基準外繰入を0に近づける必要額) 約950%に
現状 3,200円(税抜)
改定後 30,400円(税抜)

これをみると、3事業とも必要額の値上げ幅は現実的ではない。

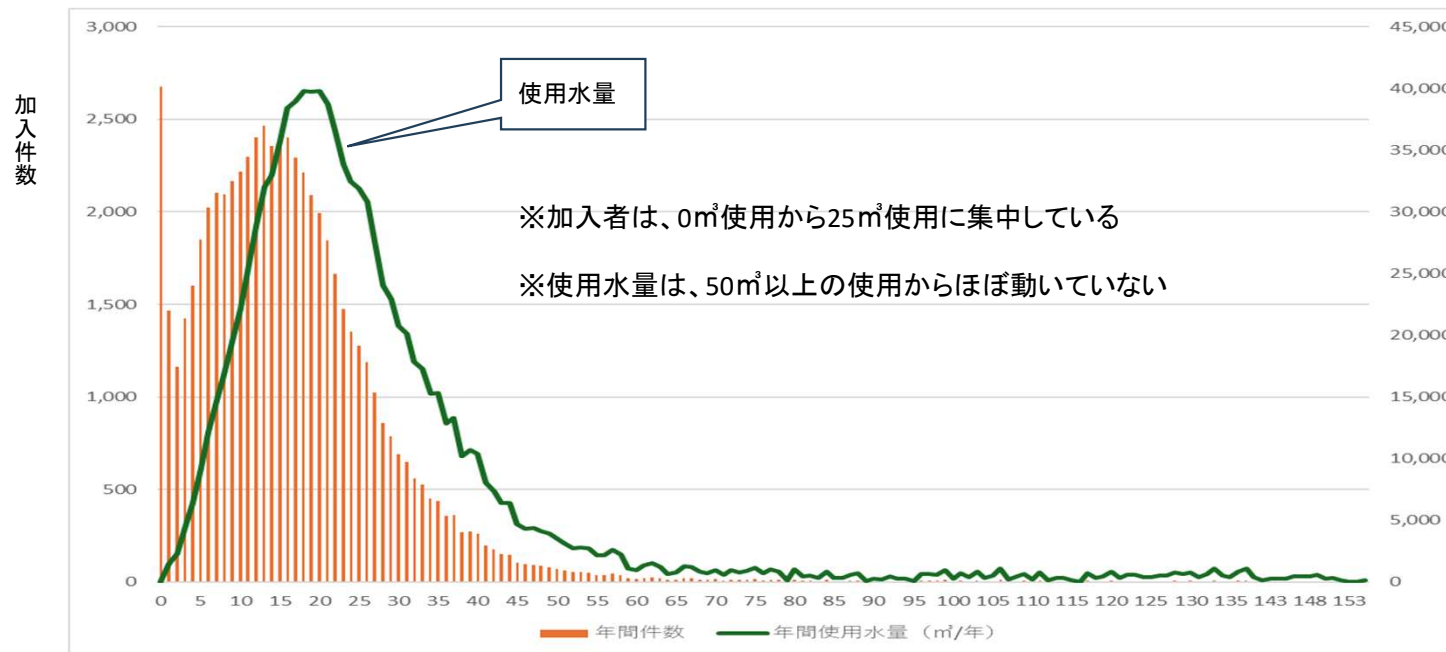
また、これまで各々の下水道区域で料金に違いを設けるのは、町民の理解を得られないとして合併時や過去の審議会でも同一料金を前提に審議されている。

今回は不足額の現実的な値上げ幅をベースに考えるのがよいのではないか。

(参考) 使用水量別年間件数・使用水量構成

棒グラフは件数/月

波線グラフは年間使用水量



使用水量	0～10m³	11-20m³	21-50m³	51～100	101～
件数	20,774	22,885	17,490	781	334
件数比率	33.4%	36.8%	28.1%	1.3%	0.5%
使用料金	38,758,015	63,028,350	88,943,470	9,562,410	17,010,147
使用料金比率	17.8%	29.0%	40.9%	4.4%	7.8%

町からの提案

町からは20%又は30%の値上げを提案します

下水道使用料金改定案(20%増額)

現行			改定案①		改定案②	
設定条件			均等改定		基本料金を上げ、従量料金を下げる	
1	～10m ³	1,700	～10m ³	2,040	～10m ³	2,400
2	11m ³ ～20m ³	150	11m ³ ～20m ³	180	11m ³ ～20m ³	120
3	21m ³ ～50m ³	170	21m ³ ～50m ³	210	21m ³ ～50m ³	140
4	51m ³ ～100m ³	200	51m ³ ～100m ³	240	51m ³ ～100m ³	170
5	101m ³ ～	230	101m ³ ～	280	101m ³ ～	200
6						
7						

税抜き1人当たり

改定案の料金見込み総額(3事業の合計額)

現行			改定案①		改定案②	
設定条件			均等改定		基本料金を上げ、従量料金を下げる	
1	～10m ³	35,234,559	～10m ³	42,281,471	～10m ³	49,857,600
2	11m ³ ～20m ³	57,298,500	11m ³ ～20m ³	68,758,200	11m ³ ～20m ³	69,753,480
3	21m ³ ～50m ³	80,857,700	21m ³ ～50m ³	97,029,240	21m ³ ～50m ³	102,141,600
4	51m ³ ～100m ³	8,693,100	51m ³ ～100m ³	10,431,720	51m ³ ～100m ³	9,879,650
5	101m ³ ～	15,463,770	101m ³ ～	18,556,524	101m ³ ～	8,383,400
	税抜き計	197,547,629		237,057,155		240,015,730
	税込み計	217,302,392		260,762,870		264,017,303

一般的な使用水量の料金(モデル世帯 1月当たり20m³使用 約3～4人世帯)

現行		改定案①		改定案②	
		均等改定		基本料金を上げ、従量料金を下げる	
20m ³	1,700	20m ³	2,040	20m ³	2,400
	1,500		1,800		1,200
計(税抜き)	3,200	計(税抜き)	3,840	計(税抜き)	3,600
計(税込み)	3,520	計(税込み)	4,224	計(税込み)	3,960
差額(増額分)			704		440

下水道使用料金改定案(30%増額)

現行 設定条件			改定案① 均等改定		改定案② 基本料金を上げ、従量料金を下げる	
1	～10m ³	1,700	～10m ³	2,210	～10m ³	2,700
2	11m ³ ～20m ³	150	11m ³ ～20m ³	200	11m ³ ～20m ³	120
3	21m ³ ～50m ³	170	21m ³ ～50m ³	220	21m ³ ～50m ³	140
4	51m ³ ～100m ³	200	51m ³ ～100m ³	260	51m ³ ～100m ³	170
5	101m ³ ～	230	101m ³ ～	300	101m ³ ～	200
6						
7						

税抜き1人当たり

改定案の料金見込み総額(3事業の合計額)

現行 設定条件			改定案① 均等改定		改定案② 基本料金を上げ、従量料金を下げる	
1	～10m ³	35,234,559	～10m ³	45,804,927	～10m ³	56,089,800
2	11m ³ ～20m ³	57,298,500	11m ³ ～20m ³	74,488,050	11m ³ ～20m ³	76,618,980
3	21m ³ ～50m ³	80,857,700	21m ³ ～50m ³	105,115,010	21m ³ ～50m ³	107,388,600
4	51m ³ ～100m ³	8,693,100	51m ³ ～100m ³	11,301,030	51m ³ ～100m ³	10,113,950
5	101m ³ ～	15,463,770	101m ³ ～	20,102,901	101m ³ ～	8,483,600
	税抜き計	197,547,629		256,811,918		258,694,930
	税込み計	217,302,392		282,493,110		284,564,423

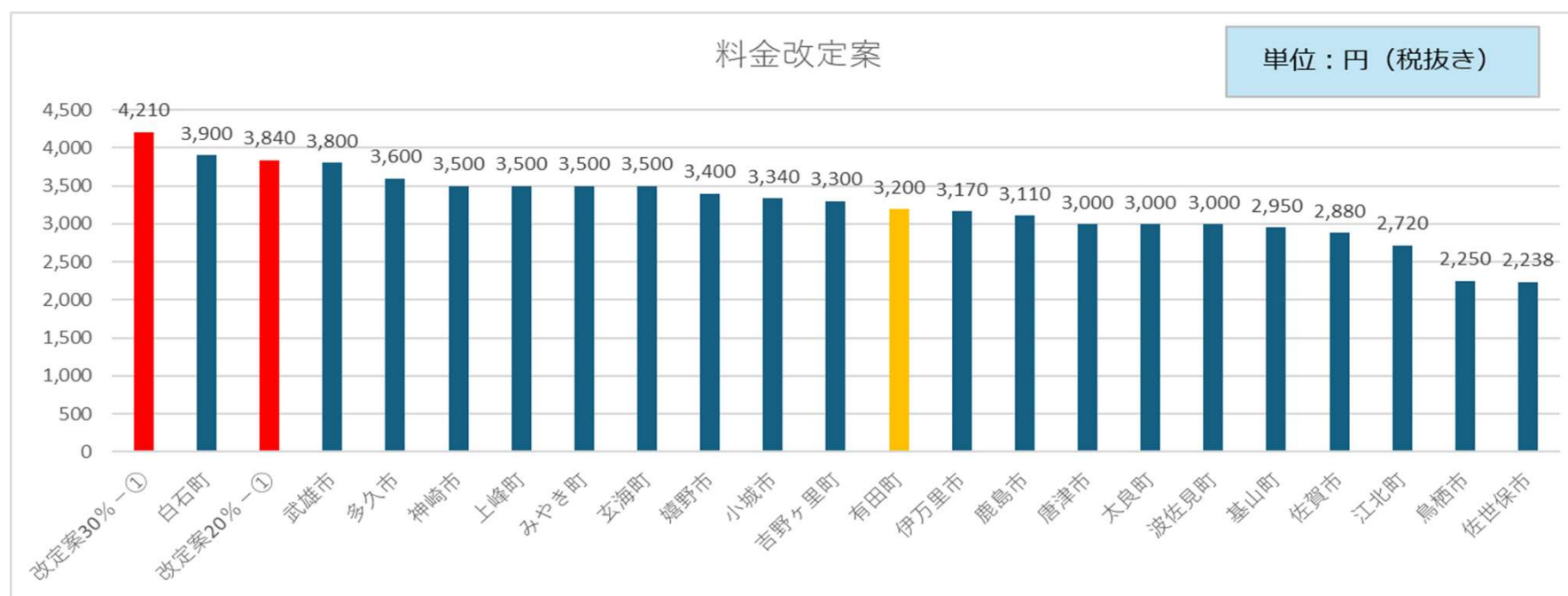
一般的な使用水量の料金（モデル世帯 1月当たり20m³使用 約3～4人世帯）

現行		改定案①		改定案②	
		均等改定		基本料金を上げ、従量料金を下げる	
20m ³	1,700	20m ³	2,210	20m ³	2,700
	1,500		2,000		1,200
計（税抜き）	3,200	計（税抜き）	4,210	計（税抜き）	3,900
計（税込み）	3,520	計（税込み）	4,631	計（税込み）	4,290
差額（増額分）			1,111		770

<改定①案で> 料金改定した場合の県内市町との比較

税抜き

単位千円



20m³は、3～4人世帯をモデルケースとして改定案①を想定した使用水量

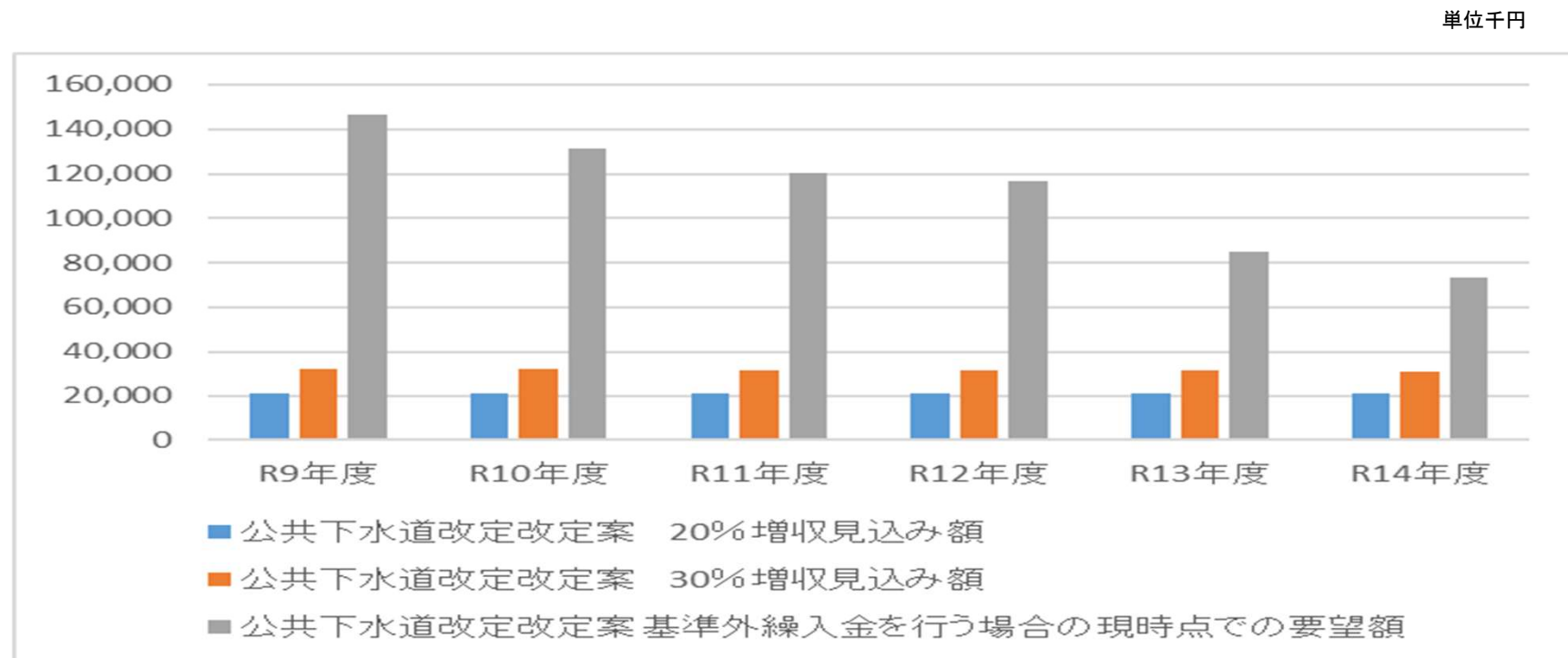
まとめ

収益や繰入金がどう変わるのか比較表（公共下水道）

公共下水道改定改定案		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収入		550,043	568,973	594,973	603,846	637,997	646,622
	うち料金収入（見込み）	105,794	105,551	104,697	104,132	103,533	103,283
	20%増をした場合の料金収入見込み	126,953	126,661	125,636	124,958	124,240	123,940
	増収見込み額	21,159	21,110	20,939	20,826	20,707	20,657
収益的収入見込み額		571,202	590,083	615,912	624,672	658,704	667,279
	30%増をした場合の料金収入見込み	137,532	137,216	136,106	135,372	134,593	134,268
	増収見込み額	31,738	31,665	31,409	31,240	31,060	30,985
収益的収入見込み額		581,781	600,638	626,382	635,086	669,057	677,607
	基準外繰入金を行う場合の現時点での要望額	146,734	131,450	120,232	116,396	84,955	73,415

※収益的収支の黒字を維持しながら、基準外繰入金を極力減少させる取り組みを行っていきます。

料金改定し増収した時の基準外繰入の変化

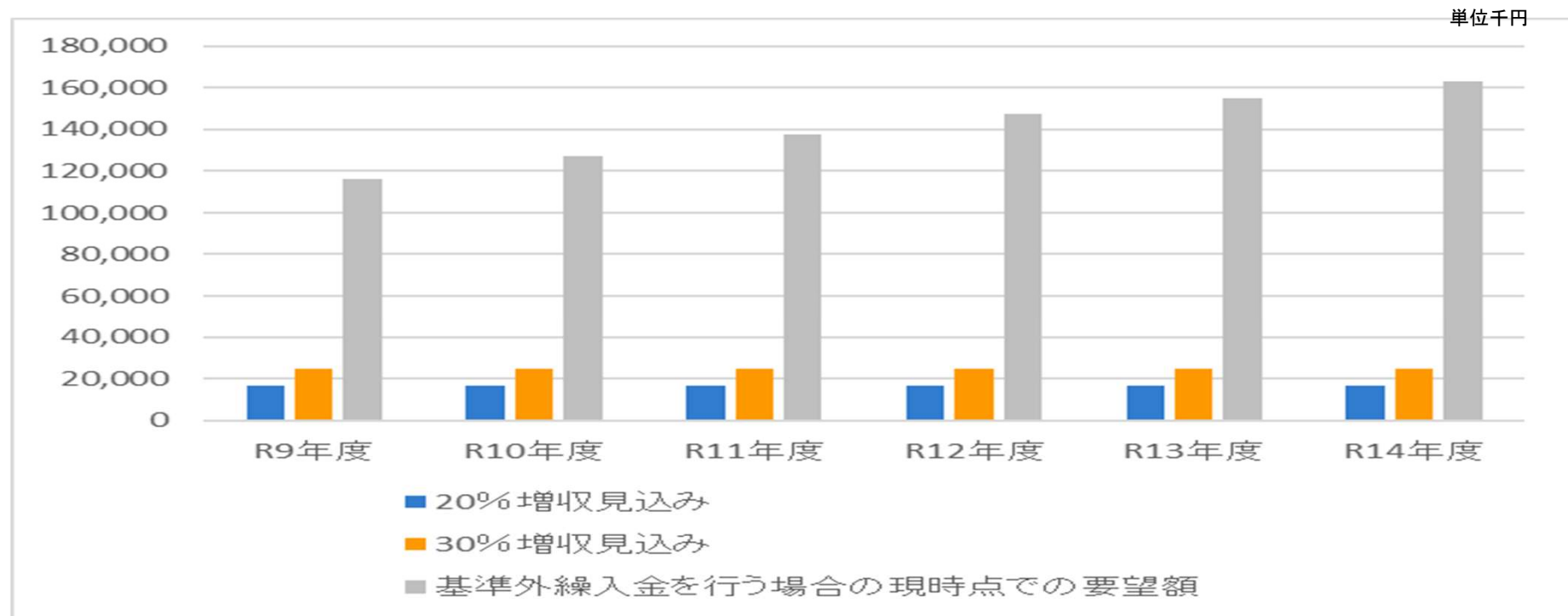


収益や繰入金がどう変わるのか比較表（浄化槽事業）

浄化槽改定案		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収入		198,797	198,458	198,238	198,437	201,008	198,384
	うち料金収入	82,479	82,879	82,115	81,934	81,752	81,570
	20%増をした場合の料金収入見込み	98,975	99,455	98,538	98,321	98,102	97,884
	増収見込み	16,496	16,576	16,423	16,387	16,350	16,314
収益的収入見込み額		215,293	215,034	214,661	214,824	217,358	214,698
	30%増をした場合の料金収入見込み	107,223	107,743	106,750	106,514	106,278	106,041
	増収見込み	24,744	24,864	24,635	24,580	24,526	24,471
収益的収入見込み額		223,541	223,322	222,873	223,017	225,534	222,855
	基準外繰入金を行う場合の現時点での要望額	116,344	126,924	137,339	147,390	155,069	162,893

※収益的収支の黒字を維持しながら、基準外繰入金を極力減少させる取り組みを行っていきます。

料金改定し増収した時の基準外繰入の変化

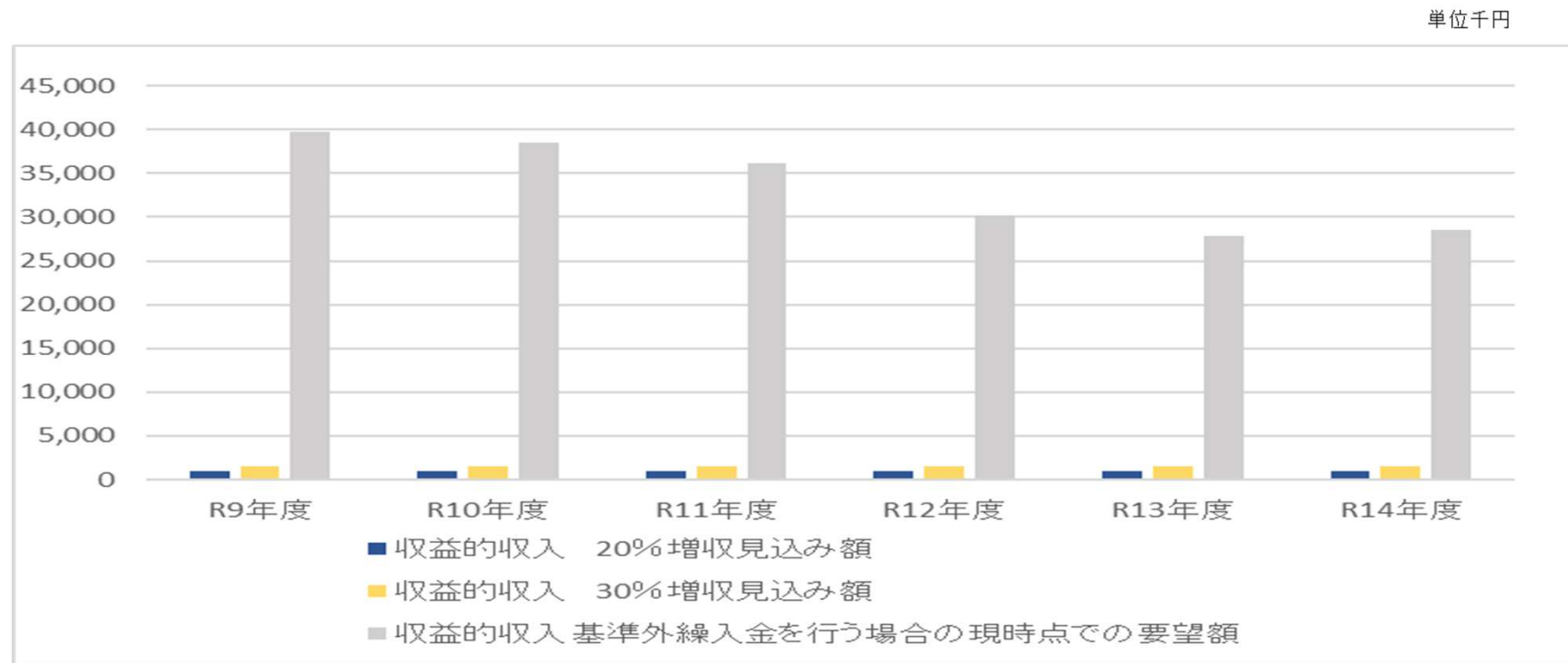


収益や繰入金がどう変わるのか比較表（農業集落排水）

農業集落排水改定案		R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収益的収入		74,313	72,107	68,878	61,825	58,130	57,470
	うち料金収入（見込み）	5,091	5,065	5,039	5,013	4,987	4,962
	20%増をした場合の料金収入見込み	6,109	6,078	6,047	6,016	5,984	5,954
	増収見込み額	1,018	1,013	1,008	1,003	997	992
収益的収入見込み額		75,331	73,120	69,886	62,828	59,127	58,462
	30%増をした場合の料金収入見込み	6,618	6,585	6,551	6,517	6,483	6,451
	増収見込み額	1,527	1,520	1,512	1,504	1,496	1,489
収益的収入見込み額		75,840	73,627	70,390	63,329	59,626	58,959
	基準外繰入金を行う場合の現時点での 要望額	39,774	38,472	36,109	30,170	27,832	28,510

※収益的収支の黒字を維持しながら、基準外繰入金を極力減少させる取り組みを行っていきます。

料金改定し増収した時の基準外繰入の変化



●基準外をもらわず、20%の料金改定をおこなった場合

【公共下水道】 R15以降10年間ぐらいは黒字が見込まれる

【浄化槽事業】 赤字幅が減少するのみ。

【農業集落排水】赤字幅が減少するのみ。

●基準外をもらわず、30%の料金改定をおこなった場合

【公共下水道】 R14以降10年間ぐらいは黒字が見込まれる

【浄化槽事業】 赤字幅が減少するのみ。

【農業集落排水】赤字幅が減少するのみ。

●基準外をもらいながら、20%の料金改定をおこなった場合

【公共下水道】 R9・R10・R11 を過ぎれば10年間ぐらいは黒字が見込まれる

【浄化槽事業】 赤字ではないが、繰入金の額は年々増加する。

【農業集落排水】 赤字ではなくなる。繰入金の額は値上げ分だけ少なくなる。

●基準外をもらいながら、30%の料金改定をおこなった場合

【公共下水道】 R9・R10 を過ぎれば10年間ぐらいは黒字が見込まれる

【浄化槽事業】 赤字ではないが、繰入金の額は年々増加する。

【農業集落排水】 赤字ではなくなる。繰入金の額は値上げ分だけ少なくなる。